証券コード　3798
平成28年6月7日

株　主　各　位

東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
ＵＬＳグループ株式会社
代表取締役社長　漆原　茂

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年6月24日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーX棟5階　会議室2番

３．目的事項
報告事項
１．第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役4名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス（http://www.ulsgroup.co.jp/))に掲載させていただきます。
◎以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト(http://www.ulsgroup.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
　①　連結計算書類の連結注記表
　②　計算書類の個別注記表
　従って、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告書を、また監査役が監査報告書を、それぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

株主総会終了後、同会場にて「株主説明会」を開催いたします。当社を取り巻く環境や今後の事業の見通しを中心に直接株主の皆様にご報告申しあげ、あわせてご質問、ご意見を賜りたく存じます。ご多忙とは存じますが、多数のご出席を心よりお待ち申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年4月１日から
平成28年3月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀主導の経済・金融政策の継続により企業収益の回復や雇用環境の改善が進みましたが、その一方で、アジア新興国の景気減速や円高の再燃等により外部環境が悪化してきており、その先行きについては不透明感が増してきております。

このような経営環境のもと、当社グループでは、既存顧客からの堅調なリピートオーダーを確保しつつ、潜在顧客に対する積極的な提案活動に注力した結果、業績は期初の想定を超えて好調に推移することができました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、以下のとおりとなりました。

売上高	4,866,682千円（前連結会計年度比13.1%増）
営業利益	810,495千円（前連結会計年度比17.8%増）
経常利益	813,209千円（前連結会計年度比17.2%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	458,017千円（前連結会計年度比8.0%増）

当連結会計年度の業績について特記すべき事項は以下のとおりです。

(a) 売上高については、主に製造、金融、公共及びサービス業等の既存顧客企業からの受注が一年を通じて堅調に推移するとともに、サービス業を中心とする新規顧客の獲得も着実に進んだ結果、前連結会計年度比564,434千円（13.1%）増加の4,866,682千円となり、過去最高の売上高となりました。

(b) 損益面については、売上高の拡大に加え、プロジェクトの品質管理及び効率的なグループ運営の徹底により、営業利益は前連結会計年度比122,268千円（17.8%）増加の810,495千円、経常利益は前連結会計年度比119,471千円（17.2%）増加の813,209千円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益についても、主に前述の理由により前連結

会計年度比33,915千円（8.0%）増加の458,017千円となりました。当社グループとしましては、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の全てで過去最高を記録しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資総額は8,900千円であります。主なものは以下のとおりであります。（下記の金額には消費税等は含まれておりません。）

重要な設備等の新設の内容	投資金額（千円）
パソコン、サーバー及びその周辺機器	6,895

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	第 １３ 期	第 １４ 期	第 １５ 期	第 １６ 期 (当連結会計年度)
売上高（千円）	4,024,403	4,277,934	4,302,247	4,866,682
経常利益（千円）	517,257	570,050	693,737	813,209
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	210,194	279,694	424,102	458,017
１株当たり当期純利益（円）	37.43	49.58	74.65	79.86
総資産（千円）	3,617,752	3,841,035	4,503,436	4,822,811
純資産（千円）	2,662,997	2,991,258	3,318,075	3,706,577
１株当たり純資産額（円）	465.49	516.86	569.08	632.71
自己資本比率（％）	72.1	76.2	72.2	75.3

（注1）連結ベースでの数値/比率を記載しております。
（注2）平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、平成24年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウルシステムズ株式会社	100,000千円	99.3%	コンサルティング事業
ピースミール・テクノロジー株式会社	4,550千円	41.7%	コンサルティング事業

③　企業結合の経過及び成果

連結子会社は、前記ウルシステムズ株式会社及び同ピースミール・テクノロジー株式会社の2社であります。当連結会計年度の売上高は、4,866,682千円（前連結会計年度比13.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は458,017千円（前連結会計年度比8.0%増）となりました。

(4) 対処すべき課題

① コンサルタントの採用・育成強化と営業力（提案力）の強化

当社グループの基幹事業であるコンサルティング事業において重視すべき課題は、コンサルタントの採用・育成及び営業力（提案力）の強化です。拡大する顧客からの需要に対応するため短期的には優秀なコンサルタントの採用が課題であり、また中期的には、社内外のトレーニングやOJTを通じた地道なコンサルタントの育成により安定的な成長の礎を築いていく必要があります。さらに、営業面においては、リピート顧客層に対する徹底したサービスの品質管理や継続的な提案活動を実施することで顧客満足度を一層向上させることに加え、高度化・複雑化する顧客ニーズに先鋭的に且つ組織的に対応できるように、新規ソリューションの開発やその提案活動に注力するとともに、外部の事業パートナーとの事業提携を積極的に進め、当該事業の組織的営業力（提案力）を強化していく所存です。

② 品質管理方法の継続的な改善活動

コンサルティング事業を生業とする当社グループにおいて品質維持・向上活動とは、当社グループの信用力創造の礎となる活動です。特に、請負契約形態でのシステム開発受託案件においては納品に適した成果物であることを組織的に確認・検証する体制が必要であります。拡大する顧客企業からの需要には一定程度の請負契約形態でのシステム開発受託案件が存在しており、当社グループでは、各子会社の担当事業本部における品質レビューに加えて、事業本部から独立したプロジェクトマネジメントの専門部署（プロジェクトマネジメント推進室）による客観的で精緻な品質検証を従来以上に徹底して実施していく所存です。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社2社（ウルシステムズ株式会社及びピースミール・テクノロジー株式会社）で構成され、主に顧客企業の収益に直結する戦略的IT投資領域における情報システム投資に対するコンサルテーション及び受託開発からなるコンサルティング事業を展開しています。

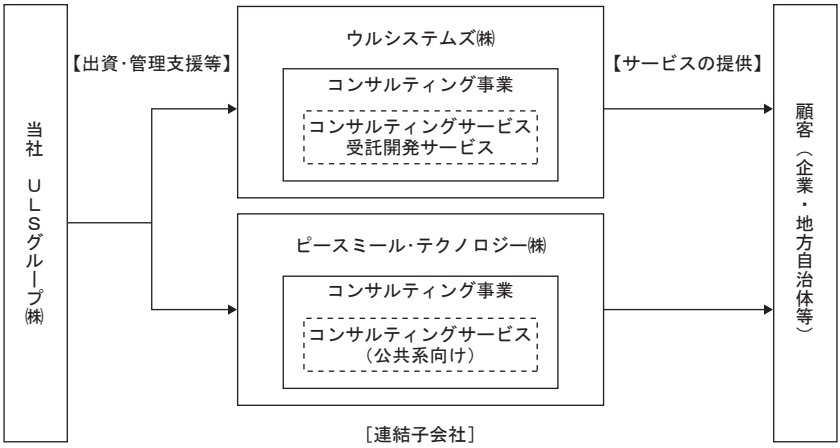
事業活動における各社の位置づけは、以下のとおりであります。

① ウルシステムズ株式会社は、公共、製造・流通サービス、情報通信サービス、金融サービス業向けを中心とした情報システムに関するコンサルティング及び受託開発サービスを展開しております。

② ピースミール・テクノロジー株式会社は、自治体など公共事業体を中心に、情報システム開発のためのフレームワーク技術を用いたコンサルティング、開発、販売、保守及び教育サービスを展開しております。

なお、当社は、特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断しております。

以上の関係を図に示すと次のようになります。



(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

当　　社	本社：東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
ウルシステムズ株式会社	本社：　　同上
ピースミール・テクノロジー株式会社	本社：　　同上

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況　264名（前連結会計年度末比　11名増）

（注）使用人数には、グループ外からの出向者2名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名	1名減	41.3歳	10.0年

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　23,200,000株

(2) 発行済株式の総数　　6,160,800株

(注)発行済株式の総数は、ストック・オプションの権利行使により、前事業年度末日に比べ、28,000株増加しております。

(3) 株主数　　2,028名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
漆原茂	2,508,600	43.70
高橋敬一	292,000	5.09
株式会社インテック	220,000	3.83
坂東和夫	192,600	3.36
TIS株式会社	140,300	2.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	118,800	2.07
株式会社日立ソリューションズ	92,000	1.60
株式会社アイ・エム・ジェイ	87,200	1.52
株式会社SBI証券	72,400	1.26
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	71,000	1.24

(注)当社は自己株式(420,800株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	漆　原　　茂	ウルシステムズ株式会社代表取締役社長
取　締　役	馬　場　和　広	広報、IT管理担当 ウルシステムズ株式会社取締役
取　締　役	古　澤　憲　一	ウルシステムズ株式会社取締役
取　締　役	高　橋　敬　一	法務、人事総務、財務・経理担当 ウルシステムズ株式会社取締役 ピースミール・テクノロジー株式会社取締役 株式会社ノーチラス・テクノロジーズ社外取締役
常勤監査役	久津見　直　史	ウルシステムズ株式会社監査役 ピースミール・テクノロジー株式会社監査役 株式会社ノーチラス・テクノロジーズ社外監査役
監　査　役	鈴　木　　明	
監　査　役	山　田　真　美	骨董通り法律事務所オブカウンセル弁護士

（注）1．監査役鈴木明氏及び監査役山田真美氏は、社外監査役であります。また、当社は、監査役山田真美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．常勤監査役久津見直史氏及び監査役鈴木明氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役久津見直史氏は、当社の元内部監査室長として当社の決算手続き及び財務諸表作成手続きにつき内部監査の経験を有しており、監査役の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる相当程度の知見を有しております。

・監査役鈴木明氏は、外資系企業を中心に経営者としての経験と財務及び会計に関する知識が豊富であり、社外監査役の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる相当程度の知見を持っております。

3．当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は次の通りであります。

当社は、取締役会の監視・監督機能及び業務意思決定機能をより強化するため、適切な人材を社外取締役に選任することは有益なことと認識しております。しかしながら、社外取締役として取締役会の機能強化に貢献するためには、企業経営一般のみならず当社グループの事業ドメインである「戦略的IT投資領域」における事業遂行に必要な識見を十分に備え当社の事業戦略に基づき個々の案件における適切な意思決定を行うことができ、かつ当社の経営者からも独立した立場にある方である必要があります。当社ではかかる観点から人材の探索に努めておりますが、適切な人材の選定には

至っておりません。そして、仮にIT業界や企業経営に対する識見を十分に有さない社外取締役を選任した場合には、業務執行に対する監視・監督機能を適切に果たせず無用なコスト増を招くのみならず当社の実情に即した的確な意思決定を行う取締役会の機能を低下させ、当社取締役会の運営に少なからず悪影響を及ぼす可能性があります。

以上の理由により、当社では社外取締役の選任は相当ではないと判断し、当事業年度末日において社外取締役を置いていないものであります。

今後とも当社にとって最適な内部統制体制の構築を目指しつつ、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて検討を行ってまいります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	2名	169,400千円
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	12,240千円 (3,600千円)
合計	5名	181,640千円

（注）1．取締役の支給人員は無報酬の取締役2名を除いております。また、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．上記の報酬等の総額には、当事業年度中に費用処理した取締役に対する業績連動役員報酬が含まれております。

3．取締役の報酬等の限度額は、平成26年6月27日開催の第14回定時株主総会において各事業年度につき総額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）及び株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額を年額300,000千円の範囲内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）で設けることにつき決議いただいております。

4．監査役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第6回定時株主総会において各事業年度につき総額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役山田真美氏は、骨董通り法律事務所のオブカウンセル弁護士であります。当社と同法律事務所の間には特別の関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役鈴木　明	17回	100%	13回	100%
監査役山田真美	17回	100%	13回	100%

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

・監査役鈴木明氏は、主に長年の経営者の経験に基づく経営管理の視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において経営上の危機管理体制などについて、適切な意見を述べております。

・監査役山田真美氏は、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においてコンプライアンス推進など業務の適正性について発言を行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について同法第427条第1項に定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する（但し、当該限定は法令に定められた限度とする）旨の責任限定契約を締結することができますが、当事業年度においては該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　14,200千円

・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　14,200千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は相当と認めて同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法340条1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、会計監査人の独立性、適格性を害するその他の事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社の子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の役員及び社員（以下、「役職員」という）の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の役職員が職務の執行に当たり遵守すべき規範として、法令遵守（コンプライアンス）体制に関する憲章を制定し、同憲章をもって法令・定款及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めます。当社及び子会社の取締役社長は、当該憲章の趣旨を繰り返し役職員に伝えることにより、法令・定款等の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため、当社の法務部において当社及び子会社全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に、当社及び子会社の役職員教育を行います。当社の内部監査室は、法務部と連携してコンプライアンスの状況を監査し、その状況は当社及び関連する子会社の取締役社長、取締役会及び監査役会並びに監査役に適宜報告されます。

さらに、当社及び子会社の役職員が法令上の疑義のある事業活動につき直接情報を提供するための手段として、監査役によるホットライン（法令遵守通報窓口）の設置を行います。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録するとともに、所定の期間、取締役、監査役及び監査法人が常時閲覧できるよう保存します。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に従い、当社及び子会社の事業で想定されるリスクのカテゴリー別に責任者を定め、当社の法務部長を当社及び子会社全体のリスクに関する統括責任者として任命し、法務部において当社及び子会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理します。

また、個々のリスクの管理については、当社及び子会社における各組織の業務が規程に従って適正な手続のもとに行われているか否かを当社の内部監査室が監査計画に従って定期的に監査して改善点等を指摘し、その結果を取締役社長、監査役会、取締役会及び法務部長に報告するほか監査法人とも共有し、必要に応じて取締役会において改善策を審

議・決定します。また、子会社については、当社から監査役を派遣し、当該監査役が役員の立場から年度監査計画に基づいてリスク管理状況を監査し、必要に応じて当社及び当該子会社の取締役会及び内部監査室と情報を共有してリスク対策を実施させる体制を構築します。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は、役職員が共有する経営計画を定めます。そして、各業務担当取締役は、職務分掌規程及び職務権限規程等の会社の権限分配・意思決定ルールに基づいてその所管する組織及び子会社による効率的な目標達成の方法を決定し実施します。また、当社及び子会社ではプロジェクト管理システム(PAS)等のITツールや予実差異分析プロセスを採用しており、更に派遣役員を通じて子会社からの定期又は随時の報告を受けること等により、当社及び子会社の業務の進捗状況や損益状況を半月又は月次でレビューし、目標未達成や進捗遅れが生じた場合には要因分析や対策立案について当社又は子会社の取締役会で協議し迅速に問題を解消することにより当社及び子会社全体の業務の効率化を実現する体制を構築します。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体で業務の適正性を確保するため、当社が主体となって当社グループの方向性を決定し、業務の重要性に応じて子会社の業務手続についても当社にてルール化を行い、その業務の適正性は内部監査室が内部監査を通じて確認するものとします。また、当社取締役及び当社の各部門が子会社から事業の動向及び業務の執行状況についての報告を受け、当社所定の重要事項について当社取締役会に報告するものとします。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査室を監査役の監査を補助する組織とし、内部監査室長又は内部監査室長が指名する内部監査室員を監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という）とします。監査役補助者は監査役との協議により内部監査とは別に監査役の要望した事項の監査を行いその結果を当該監査役に報告します。そのため、内部監査室には、当社及び子会社の業務を十分検証できるだけの専門性を有する人材を配置いたします。

(7) 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の人事異動及び懲戒については、人事担当取締役は監査役会に対して事前の報告を行いその承認を得るものとします。

(8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室長は監査役の監査計画に基づきその補助のための業務計画を策定し、常勤監査役を中心とした監査役の適宜の指示のもとに人員工数を適宜に重点投入して、監査役補助者が実効的な監査補助を行える条件を整備します。

(9) 当社の監査役及び監査役会への報告に関する体制

当社及び子会社の役職員は、監査役会規則に基づき、法定の事項に加えて、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、その他コンプライアンス上重要な事項が発生した場合には、直接、監査役及び監査役会に対し報告することができます。また、当社は子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行にあたって生じた経営上の重要事項については取締役会及び監査役の監督、監査機能を通じて当社監査役に報告が上げられる体制とします。子会社の従業員の職務執行にあたって生じた重要な事項についても、主として監査役の監査及び当社の内部監査を通じて当社の監査役会及び取締役会に報告が上げられる体制とします。更に、当社の監査役へのホットライン（法令遵守通報窓口）を通じて当社及び子会社の役職員から法令違反等の事実の報告を直接かつ迅速に収集する体制を構築します。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へのホットライン（法令遵守通報窓口）は当社の社内規程に基づいて設置され、通報を受けた監査役は通報者の匿名性を保証し、通報者が不利益な取り扱いを受けていないかどうかを適宜確認し、通報した事実を理由として不利益な取扱いを行った役職員の懲戒を求め、又は取締役会等へ是正措置を勧告するなど、通報者の身分を保証するための権限を有することとし、内部通報の体制が効果的に運用される体制を構築します。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続等に係る方針に関する事項

当社の監査役及び監査役会が弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対する助言又は調査等の事務委託或いは実地監査のための出張旅

費等、所要の費用を当社に請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き当社はこれを拒むことができず、また監査役より前払いの請求を受けた場合には金銭出納に関する社内規程に基づいてこれに応じることとします。

(12) そのほか当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は当社及び子会社にて開催される主要な会議に出席し、役員及び管理職社員との情報交換を図ります。また、内部監査室との間で日常的な情報交換や監査役監査における定期的なヒアリングを通じ、また監査法人との間で監査実施のつど情報交換を通じ、それぞれ連携を図ります。更に当社の監査役が子会社の監査役に就任し、子会社の業務、損益、リスク及びコンプライアンスに関する情報を適時に把握します。このようにして収集された情報は監査役会に報告され社外監査役との間で共有されたうえで、監査役監査実施にあたっての重要な資料とします。

(13) 金融商品取引法により求められる内部統制体制構築に関する諸施策

当社は、上場企業として、金融商品取引法により要求される内部統制体制につき、所管部門を内部監査室及び財務経理部に定め、適切な体制の構築を図っています。その体制の適切性の担保として、所管部門は、監査法人から内部統制監査を受けるとともに、適宜、意見交換を行ってその改善に努め、決算・財務報告の適切性を図っています。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月22日開催の当社取締役会の決議により一部改定しており、上記は当該改定がなされた後のものです。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(i) 重要な会議の開催状況

① 取締役の職務執行と法令及び定款との適合性を確保するため、取締役会を原則として月次で開催（当期は17回）しました。

また、取締役相互及び監査役による監視機能を実効性あるものとするために、グループ全体の主要な経営指標の報告等を通じて、取締役会審議の充実を図りました。

更に、主要子会社が重要な経営事項や業務進捗状況を役職員間で共有するために定期的に開催する会議には当社の取締役及び管理職社員も出席し、子会社に関する情報の迅速な収集に努めまし

た。

(ii) 監査役の職務の執行状況

① 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行い、当社の代表取締役、取締役、管理職社員及び当社子会社の取締役を対象に面談を行いました。

② 監査役会は、代表取締役及び会計監査人との間でそれぞれ随時の意見及び情報の交換を行いました。

(iii)主な教育の実施状況

① 当社の情報セキュリティに関するルールの周知を図るため、情報セキュリティ委員会において当社グループ全役職員を対象としてルールの勉強会を実施し、その理解度をチェックテストで確認しました。

② 新入社員を中心に、当社社内ルール及び業務に関連する法令の理解を促進するため、法務研修を実施しました。

(iv) 内部監査の実施状況

内部監査計画に基づき、業務リスク及び表示リスクを発見しこれを回避する観点から、当社グループ全体を対象に監査項目を設定して定期監査を3回実施しました。

(v) 財務報告に係る内部統制の状況

当期は、前期より継続して、当社及び当社の子会社であるウルシステムズ株式会社の事業を内部統制に関する評価範囲とし、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの整備、運用状況の評価を実施しました。

(vi) 反社会的勢力排除状況

取引先との契約条件に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むよう徹底するとともに、警視庁管内の企業総務担当者で構成される反社会的勢力対策のための協議会に参加し、その動向等についての情報交換を行い所轄署との連携を図りました。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、当社グループの事業ドメインである「戦略的IT投資領域」における高付加価値サービスの提供を通じて顧客満足度を向上させることにより安定的に事業成長することを基本的な経営方針としております。従って、当社の業務の遂行には、「戦略的IT投資領域」に精通した者が取締役や業務執行者に就任し、事業の方針を決定し、業務執行体制を構築することが必要であり、これによって初めて当社の事業価値の維持・向上が図られるものと認識しております。以上が会社の支配に関する基本方針であります。

現時点においては、当社株式の大規模な買付行為に関する具体的な対応方針は特に定めておりませんが、上記の方針に照らして必要性があると判断した場合には、社内外の専門家を含めて検討したうえで適切な対応策を講じます。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しております。この認識に従って、当社は、現在長期保有の株主様への積極的な利益還元策として当面の配当性向を20%～30%とする完全業績連動型の配当政策を採用しております。当連結会計年度の業績は親会社株主に帰属する当期純利益458,017千円となったため、当連結会計年度においては期末配当金を1株当たり16円（連結配当性向20.0%）とさせていただくことを予定しております。

また、自己株式の取得につきましても、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の手段を確保することを主たる目的として、平成20年3月期より実施しており、平成28年3月31日現在の累計取得株式数は420,800株、累計取得金額は158,756千円となっております。今後も株価等の動向を考慮して自己株式の取得を適切なタイミングで行うことにより、配当の実施とともに株主利益の最大化に努めてまいる所存です。

連結貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,199,838	流動負債	1,098,991
現金及び預金	2,054,897	未払金	129,745
売掛金	1,913,415	未払費用	255,094
仕掛品	27,762	未払法人税等	183,297
繰延税金資産	146,918	賞与引当金	320,440
その他	56,845	その他	210,415
固定資産	622,972	固定負債	17,242
有形固定資産	31,085	繰延税金負債	17,242
建物附属設備	73,640	負債合計	1,116,234
工具、器具及び備品	64,330	純資産の部	
減価償却累計額	△106,885	株主資本	3,633,283
無形固定資産	61,226	資本金	845,490
のれん	54,183	資本剰余金	1,185,919
その他	7,042	利益剰余金	1,760,631
投資その他の資産	530,661	自己株式	△158,756
投資有価証券	404,459	その他の包括利益累計額	△1,522
その他	126,202	その他有価証券評価差額金	△1,522
		非支配株主持分	74,816
		純資産合計	3,706,577
資産合計	4,822,811	負債純資産合計	4,822,811

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,866,682
売上原価		3,217,539
売上総利益		1,649,143
販売費及び一般管理費		838,647
営業利益		810,495
営業外収益		
受取利息	480	
その他	2,233	2,713
経常利益		813,209
特別損失		
固定資産除却損	74	74
税金等調整前当期純利益		813,135
法人税、住民税及び事業税	352,128	
法人税等調整額	△4,312	347,815
当期純利益		465,319
非支配株主に帰属する当期純利益		7,301
親会社株主に帰属する当期純利益		458,017

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日　当期首残高	840,240	1,180,669	1,388,293	△158,756	3,250,445
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	5,250	5,250			10,500
剰余金の配当			△85,680		△85,680
親会社株主に帰属する当期純利益			458,017		458,017
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	5,250	5,250	372,337	－	382,837
平成28年３月31日　当期末残高	845,490	1,185,919	1,760,631	△158,756	3,633,283

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日　当期首残高	115	115	67,514	3,318,075
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				10,500
剰余金の配当				△85,680
親会社株主に帰属する当期純利益				458,017
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,637	△1,637	7,301	5,663
連結会計年度中の変動額合計	△1,637	△1,637	7,301	388,501
平成28年３月31日　当期末残高	△1,522	△1,522	74,816	3,706,577

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**1,894,101**	**流動負債**	**247,515**
現金及び預金	838,049	未払金	8,549
売掛金	228,927	未払費用	114,910
関係会社短期貸付金	800,000	未払法人税等	90,249
前払費用	15,808	賞与引当金	11,593
繰延税金資産	11,314	その他	22,212
その他	1	**負債合計**	**247,515**
固定資産	**1,025,010**	**純資産の部**	
有形固定資産	**20,573**	**株主資本**	**2,673,119**
建物附属設備	58,786	**資本金**	**845,490**
工具、器具及び備品	43,620	**資本剰余金**	**1,185,919**
減価償却累計額	△81,833	資本準備金	835,726
無形固定資産	**4,024**	その他資本剰余金	350,193
ソフトウェア	2,741	**利益剰余金**	**800,467**
電話加入権	1,019	その他利益剰余金	800,467
商標権	264	繰越利益剰余金	800,467
投資その他の資産	**1,000,411**	**自己株式**	**△158,756**
投資有価証券	404,459	**評価・換算差額等**	**△1,522**
関係会社株式	455,903	その他有価証券評価差額金	△1,522
敷金	121,495		
繰延税金資産	18,553	**純資産合計**	**2,671,596**
資産合計	**2,919,112**	**負債純資産合計**	**2,919,112**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		**832,844**
販売費及び一般管理費		**524,727**
営　業　利　益		**308,116**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	14,007	
そ　の　他	290	14,297
経　常　利　益		**322,414**
特　別　損　失		
固　定　資　産　除　却　損	60	60
税　引　前　当　期　純　利　益		**322,353**
法人税、住民税及び事業税	151,362	
法　人　税　等　調　整　額	880	152,243
当　期　純　利　益		**170,110**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年４月１日　当期首残高	840,240	830,476	350,193	1,180,669	716,037	716,037	△158,756	2,578,189
事業年度中の変動額								
新株の発行	5,250	5,250		5,250				10,500
剰余金の配当					△85,680	△85,680		△85,680
当期純利益					170,110	170,110		170,110
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	5,250	5,250	－	5,250	84,430	84,430	－	94,930
平成28年３月31日　当期末残高	845,490	835,726	350,193	1,185,919	800,467	800,467	△158,756	2,673,119

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日　当期首残高	115	115	2,578,304
事業年度中の変動額			
新株の発行			10,500
剰余金の配当			△85,680
当期純利益			170,110
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,637	△1,637	△1,637
事業年度中の変動額合計	△1,637	△1,637	93,292
平成28年３月31日　当期末残高	△1,522	△1,522	2,671,596

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

ＵＬＳグループ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　手　塚　正　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　野　開　彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＵＬＳグループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＬＳグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

ＵＬＳグループ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　手　塚　正　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　野　開　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＵＬＳグループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ｲの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

ＵＬＳグループ株式会社　監査役会

常勤監査役　久津見　直　史　㊞

社外監査役　鈴　木　　明　㊞

社外監査役　山　田　真　美　㊞

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金処分の件

当社では、株主の皆様への利益還元は最も重要な経営課題の一つとして認識しております。この認識に従い、当社は、現在長期保有の株主様への積極的な利益還元策として当面の配当性向を20%～30%とする完全業績連動型の配当政策を採用しております。当連結会計年度の業績は親会社株主に帰属する当期純利益458,017千円となったため、平成28年3月期の期末配当は、1株当たり16円（連結配当性向20.0%）で実施したいと思います。

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金16円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、91,840,000円となります。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案　取締役4名選任の件

取締役漆原　茂、馬場　和広、古澤　憲一及び高橋　敬一の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	うるしばら　しげる 漆　原　　茂 (昭和40年２月24日生)	昭和62年 4月　沖電気工業㈱入社 平成元年 9月　スタンフォード大学コンピュータシステム研究所客員研究員 平成11年 4月　沖電気工業㈱システムソリューショングループ 平成12年 4月　同社システムソリューションカンパニー 平成12年 7月　当社代表取締役社長（現任） 平成20年 1月　オープンソースCRM㈱取締役 平成23年10月　ウルシステムズ㈱代表取締役社長（現任）	2,508,600株
2	ばば　かずひろ 馬　場　和　広 (昭和31年５月14日生)	昭和59年10月　日航情報開発㈱入社 平成13年 2月　当社入社　ディレクター 平成15年12月　当社取締役 平成20年 1月　オープンソースCRM㈱取締役 平成23年10月　ウルシステムズ㈱取締役（現任） 平成26年 6月　当社取締役（現任）	62,000株
3	ふるさわ　けんいち 古　澤　憲　一 (昭和41年11月21日生)	平成 2年 4月　㈱エイ・エス・ティ入社 平成10年 4月　㈱イーシー・ワン入社 平成16年10月　㈱トラストコンベクション取締役 平成20年10月　㈱イーシー・ワン入社 平成22年 6月　同社取締役 平成23年 6月　当社取締役（現任） 平成23年10月　ウルシステムズ㈱取締役（現任）	0株
4	たかはし　けいいち 高　橋　敬　一 (昭和45年10月12日生)	平成 6年10月　中央監査法人入所 平成10年 4月　公認会計士登録 平成12年10月　当社入社　ディレクター 平成14年 6月　当社財務担当執行役員 平成15年12月　当社取締役（現任） 平成20年 1月　オープンソースCRM㈱取締役 平成21年10月　ピースミール・テクノロジー㈱取締役（現任） 平成23年10月　ウルシステムズ㈱取締役（現任） ㈱ノーチラス・テクノロジーズ社外取締役（現任）	292,000株

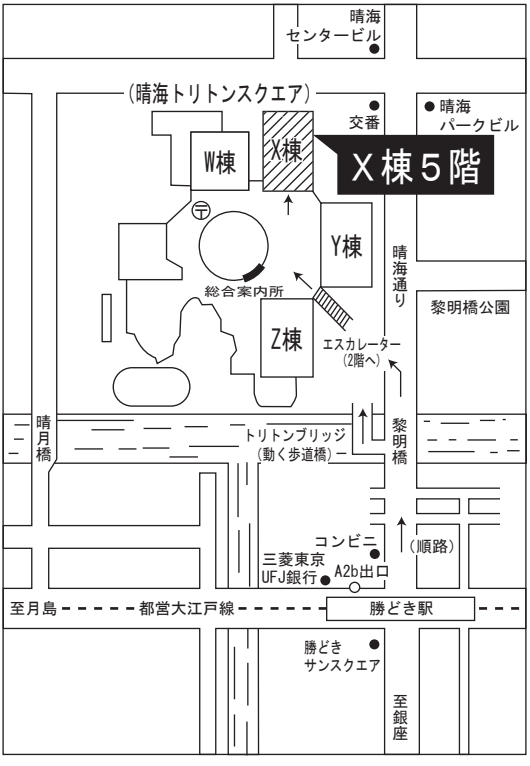
（注）１．取締役候補者、漆原　茂氏は、当社子会社であるウルシステムズ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に、役務提供等の取引関係があります。他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．現在当社の取締役である各候補者の当社における担当については、事業報告「4. 会社役員の状況（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
３．上記候補者に社外取締役候補者はおりませんが、会社法施行規則第74条の2に規定する「社外取締役を置くことが相当でない理由」につきましては、本招集ご通知11頁の事業報告「4. 会社役員の状況(1)取締役及び監査役の状況」（注）3. に記載しております。今後、適切な人材の確保ができ次第、社外取締役候補者とする方針であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都中央区晴海一丁目８番10号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーX棟５階会議室２番
ＴＥＬ（03）3532-2701



都営地下鉄大江戸線 勝どき駅（Ａ２ｂ出口）下車
徒歩８分

第16回定時株主総会招集ご通知に際しての法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結注記表
個別注記表

ＵＬＳグループ株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ulsgroup.co.jp/）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1.連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

・連結子会社の数　2社

・連結子会社名　ウルシステムズ株式会社

ピースミール・テクノロジー株式会社

(2)連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(3)非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2.持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3.会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ.満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ.その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法の規定と同一のものを採用しております。また、少額の減価償却資産（取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

イ.市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

ロ.その他の無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間(5年)、その他の無形固定資産については法人税法の規定と同一のものを採用しております。

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

発生時に全額費用処理しております。

(4)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

営業債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計算した額を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し計算した回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③品質保証引当金

瑕疵担保期間において、契約に従い顧客に対して無償で役務提供を実施する場合があります。このような売上計上後の追加原価に備えるため、個別プロジェクト毎に追加原価の発生可能性を勘案し計算した見積額を計上しております。

④受注損失引当金

受注したプロジェクトの損失に備えるため、手持ち受注プロジェクトのうち当連結会計年度末で将来の特定の損失の発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるプロジェクトについて、次期以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。

(5)受注制作のソフトウェア開発プロジェクトに係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア開発プロジェクトについては進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）とし、その他のプロジェクトについては完成基準としております。

(6)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7)のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとの事情を勘案して、計上後20年以内の定額法により償却を行っております。

(8)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式にて処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4) 、連結会計基準第44－５項(4) 及び事業分離等会計基準第57－４項(4) に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,132,800株	28,000株	－株	6,160,800株

(注) 上記増加株式数の内訳は、ストック・オプションの権利行使による増加が28,000株です。

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月22日定時株主総会	普通株式	85,680	15	平成27年3月31日	平成27年6月23日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91,840	16	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(3)当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金、債券等に限定して運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブについては現在取引の必要性がないため取組方針を定めておりません。今後必要に応じて定めていく予定です。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に基づき、取引相手ごとの与信枠管理や期日・残高管理を行うことにより把握・軽減を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

満期保有目的の債券は、取締役会決議に基づき安全性の高い債券のみを対象とすることでリスクの軽減を図っており、投資有価証券の時価等の情報は時価情報もしくは対象会社の決算書等を通じて取締役会で把握しております。

営業債務である未払金は、ほとんどが短期の営業債務であり当該債務残高と当座資産残高の比較管理を行うことにより流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社グループの金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれません。（注2を参照ください。）

種類	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
現金及び預金	2,054,897	2,054,897	－
売掛金	1,913,415	1,913,415	－
資産計	3,968,313	3,968,313	－
未払金	129,745	129,745	－
未払費用	255,094	255,094	－
未払法人税等	183,297	183,297	－
負債計	568,136	568,136	－

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、並びに売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金、未払費用並びに未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

①非上場株式2銘柄（連結貸借対照表計上額366,796千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

②非上場新株予約権1銘柄（連結貸借対照表計上額ゼロ）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

③投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額37,662千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

５．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	632円71銭
(2) 1株当たり当期純利益	79円86銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

７．その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法の規定と同一のものを採用しております。また、少額の減価償却資産（取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数は、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間(5年)、その他の無形固定資産については法人税法の規定と同一のものを採用しております。

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計算した額を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し計算した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　228,821千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	829,984千円
営業外収益	13,830千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	420,800株	－株	－株	420,800株

６．税効果会計に関する注記

	千円
繰延税金資産	
賞与引当金	3,577
未払費用	1,207
未払事業税	6,199
関係会社株式	27,037
投資有価証券	21,799
その他	4,118
繰延税金資産計	63,939
評価性引当金	△21,127
繰延税金資産合計	42,812
繰延税金負債	
投資有価証券	△12,944
繰延税金負債合計	△12,944
繰延税金資産の純額	29,868

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

属性	会社名称	住所	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ウルシステムズ株式会社	東京都中央区	100,000	コンサルティング事業	直接 99.3%	5人	当社サービス提供先	管理業務等の提供（注2）	826,380	売掛金	228,804
								利息の受取（注2）	10,000	未収利息	―
								資金の貸付	―	関係会社短期貸付金	500,000
子会社	ピースミール・テクノロジー株式会社	東京都中央区	4,550	コンサルティング事業	直接 41.7%	2人	当社サービス提供先	管理業務等の提供（注2）	3,603	売掛金	14
								利息の受取（注2）	3,830	未収利息	―
								資金の貸付	150,000	関係会社短期貸付金	300,000
								資金の回収	―		

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の「管理業務等の提供」については、市場価格等を参考に決定しております。

「利息の受取」については、市場金利等を勘案して決定しております。

８．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　465円43銭
(2) 1株当たり当期純利益　29円66銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

１０．その他の注記

該当事項はありません。